

総合交流施設建設事業に係る財政資料

令和5年11月1日(水)

地方債(町債)とは

☞ 地方債(町債)とは、町が道路や学校等の公共施設を建設する時に必要な資金を国や金融機関から調達する、いわゆる借入金のことです。

☞ 「地方債」を起こして、資金の借入を行うことを「起債」といいます。

地方債＝町債＝起債

地方債の機能

①世代間の負担の公平

道路や学校などの公共施設は、現世代の町民だけでなく、長期にわたり、将来世代の町民もその施設を利用することによって便益を受けることができます。

それなのに



その建設費用をすべて建設当時の町民に負担を求めるのは不公平では・・・

それじゃあ



その建設費の一部を地方債にあてて、「元利償還(返済)」という形で将来世代も負担することが合理的で公平では！

地方債とは

「地方債」簡単に言えば、地方自治体(役場)が行う借金のことです。

「借金＝悪いこと」というイメージがあるかもしれませんが、適切に利用すれば、財政負担の平準化といったメリットがあります。

例えば、公共施設を作ろうとしたとき、単年度で多額の財源を準備しなければなりません。地方債を発行することで自己資金に加えた費用の確保が可能となり、また、建設に係る財政負担を後年度に平準化することができます。

実質公債費比率について

☞ 実質公債費比率は、地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値のことです。

ざっくり 

- 自由に使えるお金のうち、借金の返済に充てている額の割合
- 借入金の返済額の大きさを指標化したもの

実質公債比率とは

基準	起債の発行について
17.0%	鹿児島県としては【許可団体】を出さないために何らかの形式で関与する。
18.0%	起債の発行に県知事の許可が必要＝【許可団体】 * 全国で1団体(九州管内ゼロ)

実質公債比率について

実質公債費比率の高い5団体

(単位:%)

令和4年度決算			令和3年度決算		
1	<u>和泊町</u>	16.4	1	<u>和泊町</u>	16.4
2	三島村	12.8	2	三島村	11.9
3	いちき串木野市	12.0	3	いちき串木野市	11.7
4	南種子町	11.0	4	屋久島町	11.6
5	中種子町	10.5	5	南種子町	11.2

○本町は新庁舎建設事業や既存施設の維持管理に要する経費等の影響もあり、依然として他市町村より高い

実質公債費比率の推移について

- ・R9までに低下する見込み。
- ・R8～9にアリーナ建設をした場合，R10～増加傾向となる。
- ・アリーナ建設なしでも脱炭素事業や防災無線更新事業，学校・保育園等の改修事業等により多くの借入を予定しているため，13%を下回る見込みはない。
- ・補助がない場合は，2面+1でもR14以降17%を超え，許可団体となり，その他事業に確実に影響を及ぼすため，アリーナ建設にあたっては，補助事業の採択が必須である。

実質公債費比率について

- ・本町の財政状況は、平成26年度決算において「経常収支比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の三つの指標で県内ワースト1となった。
- ・令和2年度からの5年間を「第2期財政健全化(集中)対策期間」として財政健全化に取り組んでいる。
- ・引き続き財政健全化に取り組み、新規事業については、十分、協議を重ね計画することが重要。